

○総代選挙候補者辞退に関する細則

(目的)

第1条 総代選挙において、立候補の届出又は推薦への同意により総代候補者となつた者がその地位を辞退する際の手続に関してはこの細則の定めるところによる。

(総代候補者辞退届)

第2条 総代選挙において、立候補の届出又は推薦への同意により総代候補者となつた者がその地位を辞退するに際しては、総代候補者辞退届（様式第1号）を郵送又は直接持参する方法により総代選挙管理委員会に提出するものとし、これ以外の方法によるものは認めない。

(辞退の効力)

第3条 辞退は、総代選挙管理委員会委員長において承認されることにより、総代候補者辞退届が委員会に提出された時点に遡って効力を生じる。

(辞退者の取扱い)

第4条 第2条により辞退を行った者は、当該総代選挙（再選挙となつた場合を含む）においては、立候補を行うことができず、また辞退者を対象とする推薦の届出についてもこれを認めない。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

総代候補者辞退届

(ふりがな) 候補者 氏名		都道府県	
住所			
事業所名			
事業所所在地			

私は、立候補の届出又は推薦への同意により総代候補者となっておりましたが、これを撤回し、本日を以て総代候補者の地位を辞退いたします。

なお、総代選挙候補者辞退に関する細則第4条により辞退届は撤回することが出来ず、たとえ立候補等届出期間内あるいは再選挙となった場合であっても再度の立候補および辞退者を対象とする推薦の届出は認められないことにより、本辞退届の提出を以て本年の総代選挙においては、候補者となる事が出来なくなることについて十分理解しており、一切の異議は申し立てません。

平成 年 月 日

候補者氏名

印

※自署及び押印すること

全国運転代行共済協同組合総代選挙管理委員会 御中